

教 生 学 第 5 2 号
令和 5 年（2023年） 4 月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「こども基本法」の趣旨に基づく生徒指導の充実について（通知）

標記法律については、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 年（2023年） 4 月 1 日に施行されたところです。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、同法は、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定めており、社会全体で、子どもの健やかな成長に対する支援を切れ目なく行うことが求められています。

そのため、子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べることや、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、子どもの意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。子どもが主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、子ども自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものです。

つきましては、各学校において、本法の施行について全教職員に周知するとともに、別添の資料や下記Webページの資料等を活用して本法の基本理念について共通理解を図り、自校の生徒指導に係る取組のより一層の充実に努めていただきますよう、お願いいたします。

- 「こども基本法」（こども家庭庁）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



（生徒指導係）

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討